

障がい者虐待に関する通報や相談の窓口について

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています。

虐待の防止は、障がい者本人はもちろん、家族や事業所・職員等を守ることにつながります。「虐待かもしれない」と思ったらご相談ください。障がいの特性を理解して、地域で支え、見守りましょう。

岡崎市では「岡崎市障がい者虐待対応マニュアル」を作成しています。市のHPに掲載していますので確認ください。

通報や相談の窓口について

R 8年度から担当課が変わります。(障がい福祉課→ふくし相談課)

○岡崎市障がい者虐待防止センター

電話：0564-64-9004、ファクス：0564-64-9005、Eメール：sho_kikan@okazaki-shakyo.jp

所在地：岡崎市欠町字清水田6番地3（友愛の家内）

受付時間：365日24時間（休日・時間外はコールセンターに転送）

○ふくし相談課 地域支えあい係 23-6986

7 障第3402号
令和8年3月24日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

障がい福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出省略について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、事業者の皆様事務負担軽減および行政事務の効率化を図るため、これまで提出を求めていた「契約内容（通所受給者証記載事項）報告書」の取り扱いを下記のとおり変更し、提出を省略することといたしました。これに伴い、令和8年4月1日以降に契約された場合においては、契約内容報告書の提出は不要となります。

つきましては、内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 対象となる事業者

指定障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設設置者、指定障がい児通所支援事業者

2 国の事務連絡の要旨について

令和7年8月8日付け厚生労働省・こども家庭庁連名事務連絡及び令和7年10月31日付けこども家庭庁事務連絡において、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略できると示されました。

3 提出省略とする書類

契約内容（通所受給者証記載事項）報告書

4 本通知の適用開始時期

令和8年4月1日以降の契約締結分から

5 留意事項

- (1) 受給者証の事業者記入欄については、引き続き記載が必要です。
- (2) 本市から契約内容について照会することがありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 地域生活支援事業の移動支援につきましては引き続き契約内容（通所受給者証

記載事項) 報告書の提出が必要になります。ご注意ください。

- (3) 本市以外の市町村の取扱いは各市町村にご確認ください。
- (4) 厚生労働省等から新たな通知が発出された場合は、この限りではありません。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課審査給付係

TEL:0564-23-6853/FAX:0564-25-7650

Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

指定障がい児相談支援事業所・指定障がい児通所支援事業所 管理者 様

岡崎市長 内 田 康 宏

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業における放課後等デイサービスの支給決定適正化について（通知）

平素は、本市の障がい福祉行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市が行う放課後等デイサービスの支給の要否及び支給量は、こども家庭庁が定める「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づいて決定していますが、放課後等デイサービスの利用者は全国的に年々増加しており、本市では療育の必要性が高い児童が適正な日数の放課後等デイサービスを利用できないなど利用格差等の課題が生じてきました。

限りある福祉サービス資源を有効に活用するためには、今後、児童の状況に合わせた支給決定を行うことで、障がいの程度に応じた適切なサービスの提供が行われるよう支給量の適正化を図るとともに、児童福祉法に規定される療育支援機関としての放課後等デイサービスの果たす役割を明確にする必要があります。

このため、4月以降の支給決定要件等を下記のとおり指針を定めさせていただきますので、指定障がい児相談支援事業所・指定障がい児通所支援事業所におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

1 適正化実施の時期【令和8年4月1日から】

令和8年度から小学校新1年生として就学する児童及び新規で利用申請する児童は、令和8年4月1日から一斉に実施します。

一方で、既に受給者証が発行されている児童は、2年ごとの面談を伴う受給者証の更新時から実施します。

2 放課後等デイサービスの支給決定要件

支給決定は、身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「障がい者手帳」）の取得が原則となります。

ただし、成長期の児童は多様な発達特性があり、障がいの程度が判断しにくく取得になじまない場合もあるため、障がい者手帳を取得してない児童は、医療機関で受診及び発達相談等を継続的に行っていて、**発達障がい等の診断書**又は「**発達障が**

い等を理由に療育が必要」という旨が記載された意見書が提出された場合は、発達の特性を把握し支給決定の根拠とします。

3 診断書又は意見書の有効期間

受給者証の発行時又は更新時の保護者からの聞き取りにおいて、児童の医療機関への受診サイクルが2～3回／年が多いことから、診断書・意見書の有効期間を書類提出日（申請日）から6か月とします。（例：令和8年2月1日申請の場合、令和7年8月2日～令和8年1月31日の間に意見書作成日がある場合は有効）

4 放課後等デイサービスの支給量

障がい者手帳の有無や就学環境（特別支援学校への在籍）など、児童の状況に合わせた支給決定を行うことで、障がいの程度に応じた適切なサービスの提供が行われるよう支給量（最大利用日数）を決定します。詳細については、別紙「児童福祉法に基づく児童通所サービス上限支給量指標」のとおりです。

5 保育所等訪問支援の支給量

放課後等デイサービスの対象条件と同様、手帳を取得していない場合は**診断書又は意見書の提出を必須**とします。支給量は国が想定する基本支給量の**2日／月**を原則とし、児童の状態が不安定で現に集団生活において不応が生じているなど、緊急性の高い場合は、高頻度（**最大5日／月**）の支援を可能とします。

6 その他

受給者証は保護者からの申請書類及び相談支援事業所の計画の提出を受けて発送します。御不明な点は下記担当までおたずねください。

お問い合わせ先：岡崎市福祉部障がい福祉課審査給付係
電話：0564-23-6853 FAX：0564-25-7650

児童福祉法に基づく児童通所サービス上限支給量指標

令和8年4月1日施行

サービスの種類	所属先	手帳等所持			手帳等所持なし（発達障がい等）	備考
		重症心身障がい児 （医ケアの有無 関係なし）	身体障がい者手帳（1～3級） 療育手帳（A判定・B判定） 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）	身体障がい者手帳（1～3級を除く） 療育手帳（C判定） 精神障害者保健福祉手帳（3級）	医療機関の診断書及び意見書	
児童発達支援	・児童発達支援センター ・児童発達支援	23日以内/月	23日以内/月	23日以内/月	23日以内/月	
			ただし、5日（週1日通所）、10日（週2日通所）、15日（週3日通所）、20日（週4日通所）を基本に、児童支援利用計画書に基づく必要日数とする。			
放課後等 デイサービス	・特別支援学校	23日以内/月	23日以内/月	23日以内/月	23日以内/月	
	・特別支援学校以外（小学校・中学校） ・特別支援学校及び特別支援学校以外（小学校・中学校）の学校を除き、学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）または専修学校等（学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。（※注4）			20日以内/月	15日以内/月	
保育所等訪問支援	国が想定する基本支給量の 2日以内/月 を原則とし、障がい児の状態が不安定で現に集団生活において不適応が生じているなど、緊急性の高い場合については、高頻度（最大 5日以内/月 ）の支援も可能					
医療型 児童発達支援	手足や体幹に不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められる障がい児で、 23日以内/月 を上限とする					
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後デイサービスを受けることが出来ない障がい児で、 23日以内/月 を上限とする					

注1）放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援（未就学児童を除く）の支給決定には、手帳（身体、療育、精神）の所持、または医療機関の診断書もしくは意見書の提出を必須とする。

注2）自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方・特別児童扶養手当を受給中の方・難病をお持ちの方は、対象疾病の罹患が確認できる書類（医療受給者証、手当認定通知書、特定疾患医療受給者証・指定難病登録者証等）により同様の扱いとする。

注3）重症心身障がい児とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態をいう。

注4）認可されていない外国人学校（各種学校の認可がないインターナショナルスクール等）に通う支援が必要と認められた障がい児で、児童発達支援を利用する場合の支給量は当該支給量指標の区分を準用する。